

令和2年5月8日

保護者各位

認定こども園伊達こども園
園長 早田勝彦

「緊急事態宣言」の延長を受けて

新型コロナウイルスの感染拡大の収束に向け、本県においては「緊急事態宣言」が延長されました。まだまだ、厳しい対応が続きますが、本園といたしましては、子どもたちの生活の安定及びご家族の皆さんと子どもの心身の安定のために、日々の教育・保育に努めて参ります。

つきましては、「緊急事態宣言」期間の5月31日までの本園の対応策等についてお知らせします。保護者の皆様と共通理解を図り、この局面を乗り越えていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 登園等の対応について

(1) 園での感染防止のため、ご家族の健康管理について厳格にご協力をお願いします。

- 毎朝の検温を継続してください。37.5度以上または、体調が思わしくない場合は登園を控えてください。
- 万が一体調不良で休んでいる場合で、高熱が続いたり保健所に相談するような状況になったりした場合は、必ず園にも一報ください。

(2) 「登園自粛」の協力をお願いします。

- 「自宅待機」「一時帰休」「休暇」「テレワーク」等で家庭での保育が可能な方や、園での感染に懸念をもたれる方は、3密を避ける上でも「登園自粛」をお願いします。
- 0～2歳児の保育料については、保育料の日割り計算が適応される期間が、裏面の通り伊達市が登園自粛をお願いしている期間となりました。

2 感染防止のための園の対応について

(1) 園児の日常指導を徹底します。

- ・ 園での手洗いうがい、咳エチケット（ハンカチや腕で押さえる等）の励行に努めます。
- ・ 給食は可能な限り対面を避けたり、話しをしないで食べる指導を行います。

(2) 園の感染防止策を徹底します。

- ・ 玄関ドアの定時消毒並びに次亜塩素酸空間清浄機の設置、換気等の徹底を継続します。
- ・ 職員の毎朝の体温測定、マスクの着用を徹底します。

(3) 対応に変更が出た場合は、文書またはメール、ホームページでお知らせします。

(4) 子育て支援センターについては、当分の間閉館します。

（電話相談・来所相談は行いますので、子育てについての心配事などは、遠慮なく相談ください。電話 070-7547-4984）

(5) 一時預かり事業に関しては、就労や介護等により家庭での保育が難しい場合のみ受け入れます。

3 園の行事等について

子どもたちにとって楽しい日常は心の安定と心身の成長の糧となります。大人数での開催を避けるなど開催方法を工夫して行います。

- (1) 中止する行事・・・動物とのふれあい、給食試食会
- (2) 7月以降に実施を検討・・・内科検診・歯科検診・尿検査（5月は実施しません）
- (3) 2学期に延期・・・未満児の遊びの集い、水泳教室、観劇会
- (4) 内容の縮小か場合によっては中止を検討中・・・夏祭り
- (5) 教室・保育室でクラスごと実施・・・誕生会、避難訓練、英語教室、体育教室
- (6) その他・・・年長児のすりかみ荘訪問は、作ったプレゼントを職員が届けます。